

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年12月第32回総会を開会いたします。開会時間は午後3時01分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日の欠席者はありません。出席農業委員会委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は8名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。そ

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今月は議席番号11番千野委員と、議席番号12番横瀬委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでははじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番を説明いたします。議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第1号申請番号1番について、記載事項を読み上げ、説明)

記載事項の内容から、農地法第3条第2項にある4つの許可要件のうち「農作業従事要件」については、年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については、30a(3000㎡)を超えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2つの要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、小川地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いいたします。担当地区は小川地区となります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の小川地区の委員よりお願いいたします。

1番清水委員

はい。1番清水です。12月22日土曜日9時から農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。現地はもともと耕作放棄地状態だったところをウンボで開墾中です。現地調査時も開墾作業をしておりました。ご本人の耕作状況ですが、この方は認定農業者であり、地域でもよくやったださっている方です。圃場はすべてきれいにやっています。問題ありません。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

- 議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、申請番号2番を審議いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして申請番号2番について説明させていただきます。
- (議案第1号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)
- 記載事項の内容から、農地法第3条第2項にある4つの許可要件のうち「農作業従事要件」については、年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については、30a(3000㎡)を超えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2つの要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、大河地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いいたします。担当地区は大河地区となります。以上、内容説明とさせていただきます。
- 議長 ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の小川地区の委員よりお願いいたします。
- 8番根岸委員 はい。8番根岸が報告いたします。12月20日に農業委員、推進委員、合計6名で本人立会いのもと現地調査を行いました。自己所有農地は自宅の周辺にまとまっております、非常に熱心に農業をされています。現地は大きい立木があり、周辺に住宅もあり迷惑をかける等聞いております。立木は伐採して綺麗にするとのことで、保全管理でもありがたいと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、申請番号2番は可決、承認されました。ありがとうございます。

- 議長 つづきまして、日程3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番についてを議案書の朗読をもって説明いたします。
(議案第2号申請番号1番について記載事項を読み上げ、説明)
本件につきましては、申請内容で説明した通り、許可を受けず、すでに農業用物置として使用されております。この無許可実施地を総会に上程するわけですが、上程の理由と経緯についてご説明します。
本申請については、農地に戻すという是正を行い、その後申請をしなければならないというのが原則ですが、申請代理人より追認が認められるか相談を受けまして、許可権者であります埼玉県東松山農林振興センターの職員と協議を実施しました。税務課の課税証明によりますと、本物置は昭和62年建築で、30年以上前に建てられていること、また一般社団法人「日本地図センター」の航空写真の証明書が提出されましたが、平成2年12月12日の撮影の航空写真では物置の形態が映っていることから、追認の申請が認められたため、本申請書を受理いたしました。
本申請は工事を行わないため資金は発生しません。また農地は隣接しておりません。なお、本件の農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の区域にある農地、第1種農地にあたると判断されます。第1種農地は原則農地転用できませんが、住宅への転用は不許可の例外の一つである農業の振興に資する施設に該当し、転用は可能となります。
最後に調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
- 議長 ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の八和田地区の委員よりお願いいたします。
- 11番千野委員 はい。11番千野が報告いたします。12月22日土曜日午前9時より農業委員3名、推進委員3名、合計6名で現地調査を行いました。現地は近々家屋の増改築をされるということでこの件が発覚したのではないかと思います。本人にも事情を聞きまして、この物件は近々取り壊し、最終的には農地として利用したいというお話でした。ご本人が事務局と話し合って、今回は現状の追認をお願いしたいということでした。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議長 はい。ありがとうございます。それではこれより議案第2号について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 1番清水委員 はい。
- 議長 はい。清水委員。
- 1番清水委員 1番清水です。町の都市計画の線引きが昭和54年と記憶しておりますが、その後の建築で追認になるケースは今までで初めてかと思えます。こういった意味で追認が許可になるのか。

議長	はい。事務局、お願いします。
事務局	はい。追認については一番初めは昭和27年農地法施行前、その後は昭和54年の線引き以前というのがありまして、さらに、東松山の振興センター管内の運用で30年前に建築が確認できれば場合によっては追認できるというのがあり、その中で協議した結果今回の案件についてはその運用が適用されまして追認が承諾されたということです。以上です。
議長	清水委員、よろしいでしょうか。
1番清水委員	はい。ありがとうございます。
議長	その他いかがでしょうか。 (挙手なし)
議長	ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
推進委員権田委員	はい。
議長	はい。権田委員どうぞ。
推進委員権田委員	推進委員権田です。実際現場は畑に建っている物置なんですけど、一部畑として利用していてコンクリをうっているわけではなく、土の上にプレハブ的なものがある状態です。中には農業用のものがある状態ですが、航空写真等で上からみて宅地と判断するのはどうなのかなと。
議長	はい。ありがとうございました。それでは事務局お願いします。
事務局	はい。物置は農業用倉庫として課税されております。税務課としてはこちらを家屋とみなして課税している状況です。基本的に耕作以外で使用されているところにつきましては届出の対象にはなりません。ですので下が土とかコンクリとかいう問題ではなく、耕作以外の目的で使用されている場所については農転の対象となります。
推進委員内野委員	はい。
議長	はい。内野委員。
推進委員内野委員	推進委員内野です。今言ったのは10㎡以上で雨風がしのげると構築物扱いになりますので、建物扱いとなり課税されるという話だと思えます。すぐに撤去できるかどうかにかぎらず、それは耕作目的ではないということではないでしょうか。
議長	ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。 (挙手なし)

- 議長 ないようですので、採決に入りたいと思います。只今の議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議について」承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第2号は可決、承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」入りたいと思います。今月は2件の申請がありました。それでは申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番についてを議案書の朗読をもって説明いたします。
- (議案第3号申請番号1番について記載事項を読み上げ、説明)
- 本申請について、工事資金、土地代金に対しては自己資金で賄っており、預金の残高証明書が添付されております。また隣接農地の所有者から転用計画についての同意を得ていることを申し添えます。
- なお、本件の農地区分は公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地に当たると判断されます。
- 最後に調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の小川地区の委員よりお願いいたします。
- 1番清水委員 はい。1番清水が報告いたします。12月22日土曜日午前9時より農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。現地は非常に狭く、現在はネギや白菜が作付けされております。車を置くとすると2台分くらいかと思います。やむおえないかと思われるます。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の申請番号1番「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)

- 議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、この案件は可決承認されました。つづきまして、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第3号申請番号2番について説明させていただきます。
(議案第3号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)
本件につきましては、申請内容で説明した通り、許可を受けずすでに農業用倉庫敷地として使用されております。この無許可実施地を総会に上程するわけですが、上程理由と経緯についてご説明します。
本申請については、農地に戻すという是正を行い、その後申請をしなければならないというのが原則ですが、申請代理人より追認が認められるか相談をうけまして、許可権者であります埼玉県東松山農林振興センターの職員と協議を実施しました。
一般社団法人「日本地図センター」の航空写真の証明書が事前に提出されましたが、昭和50年11月28日撮影の航空写真では、農業用倉庫の形態が映っていること。申請人の話ではこの倉庫は昭和初期に建てられ昭和45年ごろ増築したとのこと。また、倉庫以外の敷地については農作業用スペース、簡易なつくりの物置として使用されていますが、この部分についても昭和50年11月28日撮影の航空写真では農作業用スペース、農作業車の出入り口として使用しているため追認はやむおえないということになり、本申請を受理しました。
なお、本申請の追認後は現在の農業用倉庫を取り壊し、新たに建て替えますが、工事資金に対しては融資で賄っており、金融機関の融資証明書が添付されております。また農地は隣接しておりません。
なお、本件の農地区分は公共都市の対象にならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地にあると判断されます。最後に調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の小川地区よりお願いいたします。
- 1番清水委員 はい。1番清水です。この現地も先ほどの案件の近くなのですが、こちらの農地につきましては事務局の説明通りでかなり前から農地以外に使われていた経緯があるようです。本人とも話ができて反省しているようですので、以後このようなことのないように念を押させていただきます。今回は追認でやむおえないだろうということで現地調査を終えました。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

- 議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の申請番号2番「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、この案件は可決承認されました。なお、議案第3号及び第2号は農地法第5条ですのでこの案件は原案の通り許可相当として県知事に意見書を送付します。
- つづきまして、日程5議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」に入ります。今月は2件の申請がありました。それでは、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」説明させていただきます。
- 「農業振興地域の整備に関する法律」により指定されている「農業振興地域内農用地区域」においては、農地転用が制限されているため、農地転用をする場合にはまず、農用地区域からの除外の手続きが必要となります。同法施行規則第3条の2第2項の規定により、市町村は農業振興地域整備計画の変更をしようとするとき（除外をするとき）は、農業委員会の意見を聴くものとなります。
- この度、町より2件の除外案件について、当委員会に意見が求められています。それでは、申請番号1番について、議案書の朗読をもって説明いたします。（議案第4号申請番号1番について記載事項を読み上げ、説明）
- また、隣接農地の耕作者および水利組合から、除外の計画についての同意書を得ていることを申し添えます。除外後の農地区分については、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地、第1種農地に当たると判断されます。
- 最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の八和田地区よりお願いいたします。
- 4番田中委員 はい。4番田中が報告いたします。去る11月22日、農業委員3名、推進委員3名、合計6名で現地調査を行いました。現地で当日申請者、計画者立ち合いのもと調査をいたしまして、現状は保全の状態です。問題ないと思われます。また、隣接耕作者及び水利組合の同意も得ており、既存集落に接した場所でもあり、問題なしと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 6番田端委員 はい。
- 議長 はい。田端委員。

6 番田端委員 6 番田端です。分家住宅っていうのはどこまで分家と呼ぶのでしょうか。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい。分家についての定義は、今すぐには資料がなくお答えできないので、次回回答させていただきます。

議長 ほかにありますでしょうか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

推進委員権田委員 はい。

議長 はい。権田委員。

推進委員権田委員 推進委員権田です。分家住宅には広さに制限があったと思うのですが。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい。分家住宅の面積の上限は500㎡とされています。今回の案件は400㎡ほどなのでその条件はクリアしています。

推進委員権田委員 ありがとうございます。

議長 そのほかいかがでしょうか。

(挙手なし)

議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の申請番号1番「農業振興地域整備計画の変更について」承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、この案件は可決承認されました。つづきまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。つづきまして申請番号2番について説明させていただきます。
(議案第4号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)
また、隣接農地の耕作者から除外の計画についての同意書を得ていることを申し添えます。除外後の農地区分については、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地にあたりと判断されます。
最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

- 議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の八和田地区よりお願いいたします。
- 4 番田中委員 4 番田中です。申請番号 1 番のあとにこちらを回りました。現地の現状は保全管理状態です。トータル 20 台の車を置けるようにしたいということで申請されているようで、図面も確認しました。実際に駐車場が少なく、イベント毎があるたびに車があふれている状態です。そのような状態ですので、今回の申請は問題ないと判断しました。また、隣接耕作者の同意ももらっております。以上、報告とさせていただきます。
- 議長 はい。ありがとうございます。それではこれより、申請番号 2 番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員の方の質疑を受け付けます。質問意見のある方は挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、推進委員のみなさんいかがでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいでしょうか。それでは採決にうつります。申請番号 2 番「農業振興地域整備計画の変更について」承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により申請番号 2 番は可決承認されました。ありがとうございます。つづきまして日程 6 議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」に入ります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」について説明させていただきます。議案の説明に先立ちまして、本証明についての説明をさせていただきます。
- お配りした「議案第 5 号資料」をご覧ください。読み上げます。
- (資料読み上げ)
- 現在、小川町では平成 17 年 4 月 1 日以降、相続税の納税猶予の特例適用を受け本証明が必要になる方は 5 名いらっしゃいます。
- 本申請者は、平成 24 年に相続が開始され、農地を取得しましたが、当該 10 筆が納税猶予の適用農地になっております。この農地の利用状況について、委員の皆様にご審議いただいて、その結果を証明したいと思います。
- それでは、議案書を朗読いたします。
- (議案第 5 号について記載事項を読み上げ、説明)
- 利用状況の区分としましては、①自ら所有し自ら農地等として使用している。②自ら農地等として使用していない。③譲渡等により、現在使用していない。④その他。のいずれかに○をつけていただきます。
- 最後に調査区は、竹沢地区となります。以上で内容説明とさせていただきます。

- 議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査に基づく利用状況の区分を調査区担当の竹沢地区よりお願いいたします。
- 推進委員栗島委員 推進委員栗島が報告します。去る12月22日土曜日、農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査を行いました。今回の10筆中3筆は保全管理状態です。その他の土地については作物が耕作されておりました。ということで、現地調査の結果としてはすべて①自ら所有し自ら農地等として使用している。という結果になりました。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。利用状況の区分はすべて①という回答がありました。これについて質疑をお受けいたします。この案件につきましては農業委員、推進委員から同時に質疑を受け付けます。質問意見のある方は挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいでしょうか。それでは採決にうつります。議案第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」の利用状況の区分について、すべて①ということで賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により①と決定いたします。ありがとうございます。事務局から補足があります。
- 事務局 ありがとうございます。今の決定をもって「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を発行したいと思います。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。
- つづきまして日程7議案第6号「地籍調査に伴う農地に係る地目変更に対する委員会の意見について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第6号「地籍調査に伴う農地に係る地目変更に対する委員会の意見について」説明いたします。
- 小川町では、国土調査法に基づきまして平成5年度より、地籍調査事業を実施しております。八和田地区から始まり、竹沢地区、大河地区と進み、今年度は上古寺・下古寺のそれぞれの一部が調査地区となっております。上古寺・下古寺としては、最後の4年目の地区となります。
- 今回地籍調査に伴い、登記簿地目が農地で、現況が農地以外の地目になっているものについて地目変更をする際に、農地法との関係もごございますので、小川町から当委員会に変更についての意見を求められております。
- それでは説明します。
- (議案第6号について記載事項を読み上げ、説明)
- 照会対象農地については、一覧の通りで、合計50筆です。うち47件が、農地から他の地目への変更予定、ほか3件がほかの地目から農地への変更予定となります。全件が、市街化調整区域内であり、また農振農用地の指定はありません。
- 最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくおねがいします。

- 議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の大河地区よりお願いいたします。なお、現地調査は2班に分かれて行われましたので、それぞれの委員より現地調査報告をお願いします。
- 2番岡本委員 2番岡本が報告します。12月20日木曜日、農業委員、推進委員、合計6名が3名ずつ2班にわかれて調査を行いました。場所は地図の通りです。私の班は大体は農地から農地外のもので、住居、車庫を建てたり駐車場になっているところが多かったです。あと住宅地への進入路として使用していたり、植木を植えて庭として使っているところ、山のほうは林道により分断され、一部山林化しているところがありました。川の水の流れにより農地が削られていたところもありました。逆に、農地以外が農地となっていたところもありました。山を開墾して花を植えておりとてもきれいになっていました。特に問題となるようなところはなく、地籍調査の現況通りと思われると思います。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございます。つづきして、もう1班の委員より報告をお願いします。
- 5番森委員 5番森が報告します。先ほど岡本委員から報告のあった通り、ほぼ同じです。宅地になっているところと宅地の進入路。特に問題なしという判断です。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは、質疑を受け付けます。この案件に関しましては農業委員、推進委員の皆様と同時に質疑を受け付けます。質問意見のある方は挙手をお願いします。
- 推進委員内野委員 はい。
- 議長 はい。内野委員。
- 推進委員内野委員 推進委員内野です。地籍調査で是正されるのはいいことなのですが、住民からすると差別化されている気がします。地籍調査の入っていないところについては、それがいい悪いということも農業委員会の中でも議論して、届出をするわけですが、地籍調査で発覚した違反については本人が何もしなくても勝手に調査され、「しかたない」という判断で追認されてしまう。手続き上などを考えると住民の手間がずいぶんと違ってしまわないでしょうか。農業委員会として嚴重注意をすとか、反省文を書くとか、そういった対処があってもいいのではないかと思います。個人的な意見ですが、ただ是正されてしまえばいいというのは不平等に感じます。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。
- 1番清水委員 はい。
- 議長 はい。清水委員。

- 1 番清水委員 1 番清水です。私も同感です。やむおえない部分もあるとは思いますが、農転なしに宅地にしてしまって地籍調査で一括して承認されてしまう。本来ならば手続きが必要なことなので、通知等なんらかの方法で本来はこういうものだという周知し、反省を促したほうが今後のためになるのではないかと思います。
- 議長 はい。ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。
- それでは採決にうつります。議案第 6 号「地籍調査に伴う農地に係る地目変更に対する委員会の意見について」原案に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成により、議案第 6 号は地籍調査に伴う農地に係る地目変更に対する意見については、承認といたします。
- つづきまして日程 8 議案第 7 号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして議案第 7 号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」について説明させていただきます。
- 本件につきましては、農地法第 6 条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の 4 要件（法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件）を満たすか毎年確認をお願いするものです。要件についてはお配りした資料に簡単にまとめております。
- 今回、1 法人から報告がありました。議案書と資料を基に説明いたします。
- (議案第 7 号について記載事項を読み上げ、説明)
- 1 点目、「法人形態要件」についてですが、別紙資料をご覧ください。
(議案書と資料を照らし合わせ、「法人形態要件」のクリアを確認)
- 2 点目、「事業要件」についてですが、別紙資料をご覧ください。
(議案書と資料を照らし合わせ、「事業要件」のクリアを確認)
- 3 点目、「構成員要件」についてですが、別紙資料をご覧ください。
(議案書と資料を照らし合わせ、「構成員要件」のクリアを確認)
- 4 点目、「役員要件」についてですが、別紙資料をご覧ください。
(議案書と資料を照らし合わせ、「役員要件」のクリアを確認)
- 以上、本件は 4 要件を満たすものと判断されます。皆様ご審議のほど、よろしくおねがいします。
- 議長 はい。ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局よりすべて「適」という報告がありました。これを踏まえて質疑をお受けいたします。農業委員、推進委員のみなさんより、同時に質疑をお受けします。質問意見のある方は挙手をお願いいたします。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。すべて「適」に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成により、すべて「適」といたします。
つづきまして「その他」について入ります。その他について議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

特にないようですので、それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成30年12月第32回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後5時15分です。